

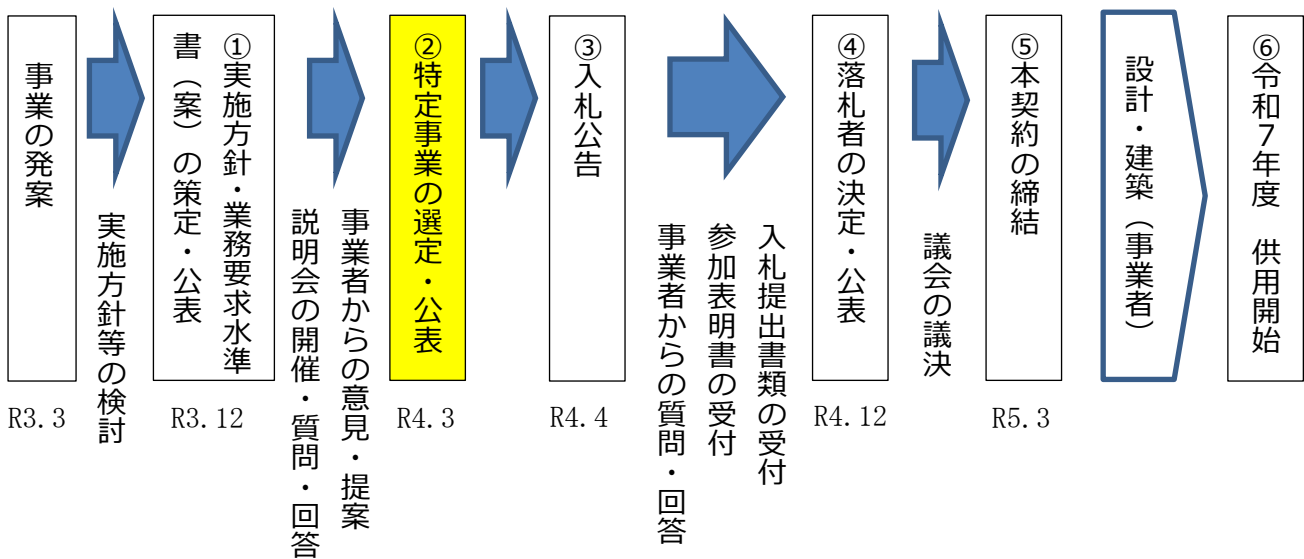
滋賀県東北部工業技術センター整備事業に係る特定事業の選定について

1. 経過および今後のスケジュール

滋賀県東北部工業技術センター整備事業については、令和 3 年 12 月に「滋賀県東北部工業技術センター整備事業実施方針」および「滋賀県東北部工業技術センター整備事業業務要求水準書（案）」を公表し、事業者からいただいた実施方針、業務要求水準書（案）への質問や意見を踏まえ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定事業の選定・公表を今年度 3 月中に行う予定としている。

特定事業の選定・公表を行った後、来年度 4 月には入札公告を行い、12 月には落札者の決定・公表を行う予定。

（想定スケジュール）



2. 特定事業の選定とは

特定事業の選定とは、「PFI 法」第 7 条に定める手続きであり、PFI 事業での実施を決定することである。

特定事業の選定にあたっては、従来方式と PFI 方式を比較することとし、定量的評価と定性的評価を行う。定量的評価については、将来の費用と見込まれる財政負担を算出し、これを現在価値に換算することにより比較する。また、定量化が困難なサービス水準等については、定性的な評価を行う。なお、結果は PFI 法第 11 条の規定に基づき公表を行う。

3. 特定事業の選定に係る検討

(1) 事業概要について

ア 立地条件

所在地	滋賀県米原市梅ヶ原2230
現況	更地
敷地面積	0.8 ha (8,000 m ²)
敷地所有者	米原市 (令和4年度には県所有地となる予定)
地域地区	準工業地域 (指定建ぺい率80%/容積率300%)
その他	埋蔵文化財包蔵地外
交通アクセス	JR東海 東海道新幹線、JR西日本 琵琶湖線・北陸本線、近江鉄道 米原駅より徒歩5分 (現長浜庁舎より約9km、現彦根庁舎より約8km)

イ 施設構成の概要 (各ゾーンについて)

- (ア) 管理・運営：執務室など主にセンター職員が使用する諸室
- (イ) 玄関・展示交流：展示スペース、技術相談室、研修室などセンター利用者向けの諸室
- (ウ) 評価分析・観察：プラスチック等の性能評価や化学実験室など製品評価、分析を行う諸室
- (エ) 試作・試験：織機による試作や、バルブの性能試験など製品試作・試験を行う諸室
- (オ) 共同研究・開発：研究成果や地場製品の展示などを行う情報発信・交流スペースや、センターと企業等で新たな製品開発を行う実験室などの諸室

ウ 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式 (B T方式) とする。

エ 事業期間

- (ア) 設計・建設期間 令和5年3月から令和7年3月末
- (イ) 供用開始年月日 令和7年4月以降を予定

オ 選定事業者が行う主な業務

- (ア) 設計業務 (BELS (ZEB Ready 以上) 申請業務を含む)
- (イ) 建設業務 (建設、工事監理等)

(2) 評価について

ア 定量的評価

県が従来手法で実施する場合とPFI方式で実施する場合の財政負担額の合計額を現在価値に換算して比較した結果、県の財政負担額は、PFI方式で実施することにより、5.0%の縮減効果を見込むことができる。

項目	値 (税込)
県が自ら実施する場合の財政支出額 (現在価値ベース)	3,074百万円
PFI方式により実施する場合の財政支出額 (現在価値ベース)	2,921百万円
VFM (金額)	153百万円
VFM (割合)	5.0%

イ 定性的評価

本事業をPFI方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

(ア) 効率的な施設整備の実施

県が直接事業を実施する場合の設計と施工の分離発注に替えて、設計と施工を民間事業者が一括して行うことにより、早期の供用開始が期待できる。

(イ) 民間事業者の優れた創意工夫やノウハウを活用した良質な施設整備

県が直接事業を実施する場合の仕様を、最低限の仕様として民間事業者に求めることにより、民間事業者の優れた創意工夫やノウハウを活用することができ、センター利用者が利用しやすく、より良質な施設の整備が期待できる。

(ウ) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を県および選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業の実施が期待できる。

(3) 結論

本事業は、PFI方式で実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において5.0%の財政負担額の軽減が見込むことができ、効率的な施設整備の実施や定性的な効果も期待できる。

以上のことから、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。